



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会社名:フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

(コード:8462 JASDAQ スタANDARD)

代表者名:代表取締役社長 松本 直人

問合せ先:執行役員 管理部管掌 富永 真哉

(TEL: 03-6262-5367)

## 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役を除く取締役に対する報酬として株式報酬型ストックオプション制度の導入に関する議案を、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式報酬型ストックオプションを導入する理由

当社の役員報酬は、現在基本報酬のみで構成されておりますが、業績目標の達成度や株価によって変動する報酬制度を導入することにより、業績向上及び企業価値の増大を図り、株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、当社の監査等委員である取締役を除く取締役に対して新たに株式報酬型のストックオプション制度を導入することといたしました。

本新株予約権は業績条件付きとなっております。「2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容（6）新株予約権行使条件」に定めるとおり、2018 年 3 月期に係る有価証券報告書に記載される監査済み連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純利益を計上している場合のみ行使が可能としております。

#### 2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

当社の監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等の額は、平成 28 年 6 月 23 日開催の第 18 回定時株主総会の第 5 号議案において、月額 1,200 万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、報酬枠を月額から年額に改めて年額 1 億 4,400 万円以内（年額上限は従前と同額）とし、固定の月額報酬及びストックオプション報酬により構成されるものとさせていただきたいと存じます。また、当該ストックオプション報酬は、取締役会決議により新株予約権を割り当てるものとし、その割当を受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額を相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。

なお、本新株予約権の具体的な内容は以下のとおりです。

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）は 100 株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

300個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、新株予約権の割当日において、第三者評価機関がブラックショールズモデルにより算出した1株あたりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」)に付与株式数を乗じた額とする。

1株あたりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を1株当たりの行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合等を行うことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過した日を始期として2年とする。

(6) 新株予約権行使条件

①当社2018年3月期に係る有価証券報告書に記載される監査済み連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純利益を計上していること。なお、参照すべき純利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権の権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要するものとする。

(7) 譲渡による取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、これを認めない。

(8) 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、当社取締役会決議に基づき、発行要項及び当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

以上